

12 松本食肉処理施設の移転・新設について

【農林水産省】

長野県の状況

●松本クリーンセンターの整備に伴い松本食肉処理施設の移転・新設への支援が急務

- 松本クリーンセンター（松塩地区広域施設組合(2市2村)のごみ処理施設）の老朽化に伴い、更新施設の候補地として松本食肉処理施設（松本市所有）の所在地が予定され、早期の立退きを要請されているとともに、畜産農家の生産意欲が減退しないよう**松本食肉処理施設の早期移転・新設が喫緊の課題**となっている

取組

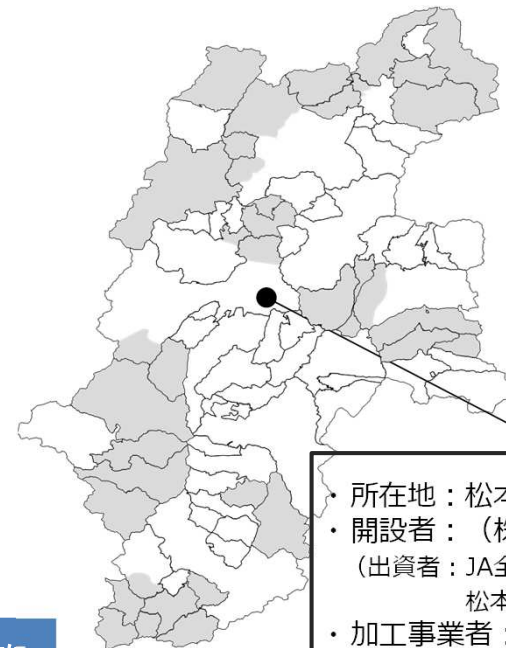
○松本食肉処理施設の整備支援

- 松本市は、松本クリーンセンターの施設更新に伴い、令和4年1月に建設候補地の1つとして、松本食肉処理施設の所在地を表明
- 松本食肉処理施設を活用しているJAグループと生産者団体から県に対し移転新設の要請があり、**県は国庫補助も活用しながら、施設整備に最大限の支援を行う考えを表明（R4.5）**
- 令和5年3月から新たに「**松本食肉施設整備支援検討会**」を設置し、移転候補地の選定やJAグループ・市町村・県のオール長野での施設整備支援の枠組みづくりを検討中

〔松本食肉処理施設の稼働状況（R4年度）〕

設置年	と畜能力 (豚換算頭数/日)	と畜実績 (豚換算頭数/日)	畜産を有する 過疎市町村数 [77市町村に対する割合]	県全体の家畜頭数に 対する過疎地域の割合
S39	600頭/日	332頭/日	36[46.8%]	57%

〔畜産を有する過疎法指定市町村の状況〕



- 所在地：松本市島内9842
- 開設者：（株）長野県食肉公社
(出資者：JA全農長野、飯田・長野・松本市、JA、農協直販(株)など)
- 加工事業者：長野県農協直販（株）

※色付き：過疎法における全部過疎、一部過疎地域、特定市町村のいずれかに該当し、家畜の飼養がある地域

課題

【地域の実情を踏まえた食肉処理施設整備の支援が求められている】

- 食肉処理施設は、**新鮮な食肉を地域に安定供給**するだけでなく、家畜の出荷先として、**畜産農家の持続的な経営を担保するためにも地域になくてはならない施設**
- 畜産は、県内の過疎地域など条件不利地域にも広く展開しており、地域を支える産業としても重要なことから**食肉処理施設の移転・新設を着実に進める必要がある**
- 本県は、北海道、岩手、福島に次いで県土は広く、加えて、南北に長く傾斜地が多い地理的特殊性により、出荷にはトラックによる長距離輸送が必要で輸送コストが大きい。このため**地域内経済循環**や**脱炭素社会の構築**を図る観点からも、**地域内での施設設置が必要**
- 食肉処理施設は、**小規模であっても生産者、販売会社が系列となり経営継続が保たれている**
- 県内の旅館や飲食店からは、インバウンドにも対応したおもてなし食材として**鮮度の高い食肉の安定供給**が求められている

【国庫補助事業の主な要件等】

強い農業づくり総合支援交付金

- ・ 処 理 頭 数：概ね700頭/日以上
- ・ 補 助 上 限 額：20億円
- ・ 上 限 事 業 費：11,256千円×処理頭数
(560頭未満、輸出無し)
- ・ 補 助 率：1/3以内
- ・ 離島又はハラル認証を取得する場合であって知事が特に必要と認めた場合は処理頭数要件の適用除外

提案・要望

1 食肉処理施設の整備支援に係る国庫補助事業の適用要件の拡大

松本食肉処理施設は、処理頭数要件に満たない小規模施設ではあるものの、過疎地域等の条件不利地域も含め広範囲に点在する畜産農家の出荷先として、地域になくてはならない施設であることから、強い農業づくり総合支援交付金において、過疎地域等の畜産業の振興にとって不可欠な施設と知事が認めた場合は、内地であっても離島と同様に処理頭数要件の適用を除外すること

また、今般の資材価格や人件費の高騰により建築価格が上昇しているため、補助上限額や上限事業費を引き上げるとともに、補助率を引き上げること